

議案第 9 号

君津市税条例等の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 28 年 6 月 3 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）の公布等に伴い、君津市税条例（昭和 45 年君津市条例第 27 号）及び君津市税条例等の一部を改正する条例（平成 27 年君津市条例第 23 号）の一部を改正する必要性が生じ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、君津市税条例等の一部を改正する条例を平成 28 年 3 月 31 日専決処分したので報告し、承認を求めようとするものである。



専 決 処 分 書

君津市税条例等の一部を改正する条例について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

君津市長 鈴木 洋 邦

記

専決第4号

君津市税条例等の一部を改正する条例

君津市条例第 15 号

君津市税条例等の一部を改正する条例

(君津市税条例の一部改正)

第 1 条 君津市税条例（昭和 45 年君津市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 62 条中「又は第 12 号の固定資産」を「若しくは第 12 号の固定資産又は同項第 16 号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に改める。

第 65 条中「又は第 12 号」を「、第 12 号又は第 16 号」に改める。

附則第 7 条の 2 第 4 項中「附則第 15 条第 2 項第 6 号」を「附則第 15 条第 2 項第 7 号」に改め、同条中第 12 項を第 19 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

18 法附則第 15 条第 4 2 項に規定する市町村の条例で定める割合は、5 分の 4 とする。

附則第 7 条の 2 中第 11 項を第 17 項とし、第 10 項を第 16 項とし、第 9 項を第 15 項とし、同項の前に次の 5 項を加える。

10 法附則第 15 条第 3 3 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

11 法附則第 15 条第 3 3 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

12 法附則第 15 条第 3 3 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

13 法附則第 15 条第 3 3 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

14 法附則第 15 条第 3 3 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附則第 7 条の 2 中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 法附則第 15 条第 2 9 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附則第 7 条の 3 第 9 項第 5 号中「費用」の次に「及び令附則第 12 条第 3 6 項に規定

する補助金等」を加える。

(君津市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 君津市税条例等の一部を改正する条例(平成27年君津市条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第3項の表第103条第1項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、「第1条の規定」を削り、同表第103条第2項の項中「第34号の2の2様式」を「施行規則第34号の2の2様式」に改め、同表第103条第3項の項中「第34号の2の6様式」を「施行規則第34号の2の6様式」に改め、同表第103条第4項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、同条第10項の表第7項の表以外の部分の項中「から前項まで」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び前項」を「第5項、前項及び第9項」に改め、同条第10項の表第7項の表106条第2項の項の項中「106条第2項」を「第106条第2項」に改め、同条第12項の表第7項の表以外の部分の項中「から前項まで」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び前項」を「第5項、前項及び第11項」に改め、同条第14項の表第7項の表以外の部分の項中「から前項まで」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び前項」を「第5項、前項及び第13項」に改め、同条第14項の表第7条の表106条第2項の項の項中「106条第2項」を「第106条第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の君津市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第7条の2第7項の規定は、施行日以後に新たに取得され、又は改良される地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第29項に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例附則第7条の2第10項の規定は、施行日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第7条の2第11項の規定は、施行日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第7条の2第12項の規定は、施行日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第7条の2第13項の規定は、施行日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第7条の2第14項の規定は、施行日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 8 新条例附則第7条の2第18項の規定は、施行日以後に新たに取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 9 新条例附則第7条の3第9項第5号の規定は、施行日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

君津市税条例等新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条による改正 君津市税条例（昭和45年君津市条例第27号） （固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第61条 省略</p> <p>第62条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（<u>独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。</u>）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法</p>	<p>（固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第61条 省略</p> <p>第62条 法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産</p> <hr/> <p>_____について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法</p>

人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) ～ (6) 省略

（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）

第65条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで、第12号又は第16号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

附 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第7条の2 省略

2～3 省略

4 法附則第15条第2項第7号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

5～6 省略

7 法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 省略

人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) ～ (6) 省略

（固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告）

第65条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。

附 則

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第7条の2 省略

2～3 省略

4 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

5～6 省略

7 省略

9 省略

1 0 法附則第 1 5 条第 3 3 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

1 1 法附則第 1 5 条第 3 3 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

1 2 法附則第 1 5 条第 3 3 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

1 3 法附則第 1 5 条第 3 3 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

1 4 法附則第 1 5 条第 3 3 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

1 5 省略

1 6 省略

1 7 省略

1 8 法附則第 1 5 条第 4 2 項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。

1 9 省略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第7条の3 省略

2～8 省略

9 法附則第 1 5 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 1 0 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規

8 省略

9 省略

1 0 省略

1 1 省略

1 2 省略

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第7条の3 省略

2～8 省略

9 法附則第 1 5 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 1 0 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規

則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) ～(4) 省略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36項に規定する補助金等

(6) 省略

第2条による改正 君津市税条例等の一部を改正する条例（平成27年君津市条例第23号）

附 則

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 省略

2 省略

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第103条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第103条第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号） _____による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の
----------	--------------	--

則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) ～(4) 省略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用 _____

(6) 省略

附 則

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 省略

2 省略

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第103条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第103条第1項	第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号） <u>第1条の規定</u> による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の
----------	----------	--

		5 様式
第 1 0 3 条 第 2 項	施行規則第 3 4 号の 2 の 2 様式	平成 2 7 年改正前の地方税法施行規則第 4 8 号の 6 様式
第 1 0 3 条 第 3 項	施行規則第 3 4 号の 2 の 6 様式	平成 2 7 年改正前の地方税法施行規則第 4 8 号の 9 様式
第 1 0 3 条 第 4 項	施行規則第 3 4 号の 2 様式又は第 3 4 号の 2 の 2 様式	平成 2 7 年改正前の地方税法施行規則第 4 8 号の 5 様式又は第 4 8 号の 6 様式

4～9 省略

1 0 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第 7 項の表以外の部分	第 4 項の 同項から前項まで	第 9 項の 第 5 項、前項及び第 9 項
省略		
第 7 項の表 第 1 0 6 条 第 2 項の項	附則第 5 条 第 6 項	附則第 5 条 第 1 0 項において準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	次項

1 1 省略

1 2 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税

		5 様式
第 1 0 3 条 第 2 項	第 3 4 号の 2 の 2 様式	平成 2 7 年改正前の地方税法施行規則第 4 8 号の 6 様式
第 1 0 3 条 第 3 項	第 3 4 号の 2 の 6 様式	平成 2 7 年改正前の地方税法施行規則第 4 8 号の 9 様式
第 1 0 3 条 第 4 項	第 3 4 号の 2 様式 又は第 3 4 号の 2 の 2 様式	平成 2 7 年改正前の地方税法施行規則第 4 8 号の 5 様式又は第 4 8 号の 6 様式

4～9 省略

1 0 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第 7 項の表以外の部分	第 4 項の から前項まで	第 9 項の 、第 5 項及び前項
省略		
第 7 項の表 1 0 6 条 第 2 項の項	附則第 5 条 第 6 項	附則第 5 条 第 1 0 項において準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	次項

1 1 省略

1 2 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税

を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第7項の表以外の部分	第4項の	第11項の
	同項から前項まで	第5項、前項及び第11項
省略		

13 省略

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第7項の表以外の部分	第4項の	第13項の
	同項から前項まで	第5項、前項及び第13項
省略		
第7条の表第106条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第7項の表以外の部分	第4項の	第11項の
	から前項まで	、第5項及び前項
省略		

13 省略

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

省略		
第7項の表以外の部分	第4項の	第13項の
	から前項まで	、第5項及び前項
省略		
第7条の表第106条第2項の項	附則第5条第6項	附則第5条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項